

令和4年6月8日付け4生セ第0226002号
一部改正 令和5年1月25日付け4生セ第1024001号
一部改正 令和6年1月25日付け5生セ第1018004号
一部改正 令和7年3月7日付け6生セ第1205002号

「スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）」
評価実施要領

第1 趣旨

スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）（以下「本プログラム」という。）の着実かつ効率的・効果的な実施のため、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）に係る運営管理委員会設置要領（令和3年6月22日付け3農会第197号農林水産技術会議事務局長制定。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月1日付け15規程第73号。以下「実施規程」という。）、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）及び本要領に定めるところにより、本プログラムの研究課題に係る試験研究成果等の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第2 評価の種類

実施する評価は次表のとおりとする。

評価の名称	対象となる研究課題	評価内容
終了時評価	各フェーズを終了する研究課題	・研究開発や事業化の成果等の評価 ・フェーズ移行を希望する研究課題については、上位フェーズ計画の評価
中間評価	フェーズ0又は2を2カ年実施する研究課題のうち、1年度目を終了する研究課題	・研究開発や事業化の進捗度等の評価

第3 評議委員会

- 1 評価の公正及び適正を期するため、生研支援センターは、評価の実施に当たり、運営規則第6条第1項に基づき設置する評議委員会を開催する。
- 2 評議委員会は、次の条件を満たす者のうち、生研支援センター所長が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員（課題選考・評価）（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家等により構成する。
 - （1）設置要領第3に基づき、スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）に係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - （2）本プログラムに係る研究課題に関して十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中

- 立な立場から評価を行うことができる者であること。
- (3) その氏名、所属及び評価結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 評議委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 4 評議委員会では、研究開発テーマごとに委員を配置して評価を行う。ただし、生研支援センター所長が合理的と判断する場合は、複数の研究開発テーマにおける研究課題の評価を合同で行うことができる。
- 5 本プログラムのプログラスマネージャー（以下「PM」という。）は、評議委員会において意見を述べるができるものとする。
- 6 公正かつ中立な評価を行う観点から、運営規則第6条第6項に基づき、委員は、その任期中は、本プログラムへ応募（研究担当者としての参加を含む。）することができない。
- 7 公正かつ中立な評価を行う観点から、評価対象となる研究課題と利害関係を有する委員は、当該研究課題の評価には参加できない。なお、利害関係を有する委員とは、当該委員が次の（1）から（8）のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 当該研究課題の試験研究計画において研究に関与している場合。
- (2) 当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と、同一の研究機関（民間企業、大学、国立研究開発法人等）において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
- (3) 当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) 当該研究課題に参画する機関の役員に就任（すでに退任している場合も含む。）又は参画する機関に出資している場合。
- (8) その他、生研支援センター所長が、公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。
- 8 評価対象となる研究課題と利害関係を有する委員は、評価の実施前までに、必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 9 評議委員会は、委員の中から互選された委員長が議事を主宰する。
- 10 委員長は、委員の中から委員長代理を指名し、委員長が職務を実施できないときは、その職務を代理させる。
- 11 委員及びPMは、評価により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究もしくは業務に利用してはならない。委員及びPMの職を退いた後も、同様とする。

第4 評価の実施

1 評価の実施時期は次表のとおりとする。

評価の名称	評価の実施時期
中間評価	1年度目の終了時
終了時評価（上位フェーズへの移行を希望する研究課題を除く）	研究期間終了後、速やかに
終了時評価（上位フェーズへの移行を希望する研究課題）	当該研究課題の研究期間の終了年度であって、生研支援センターが指定する時期

2 評価は研究開発テーマごとの委員により行う。なお、第3の7の規定等により評価に加わらない委員を除き、1研究課題当たり3名以上の委員が出席するものとする。

3 評価は、委託試験研究成果報告書及び面接による試験研究成果等の説明を踏まえ、別紙に定める評価項目及び評価基準に基づき行う。なお、各フェーズの「達成目標」は別添のとおりとする。

評価の名称	対応する別紙
中間評価	別紙1-1 ～ 1-2
終了時評価	別紙2-1 ～ 2-4

4 ただし、上位フェーズへの移行を希望しない研究課題及び事業化準備フェーズの研究課題における終了時評価については、委託試験研究成果報告書を踏まえ、別紙に定める評価項目及び評価基準に基づき、原則として書面により行う。なお、評価に当たっては、当該研究課題の代表機関等から確認が必要な事項の聴取等を行うことができるものとする。

5 評議委員会による評価結果は、委員長が生研支援センター所長に報告する。

第5 評価結果の取扱い

1 生研支援センター所長は、評議委員会による評価結果等を運営管理委員会に報告するとともに、フェーズ移行候補課題を運営管理委員会に諮るものとする。

2 生研支援センター所長は、評価結果等及び設置要領第3の5に基づく運営管理委員会の指導を踏まえ、評価を受けた研究課題の研究代表者に対して必要な通知等を行う。また、生研支援センターは、その評価結果概要を同センターのウェブサイトで公表する。

3 生研支援センター所長は、設置要領第3の4に基づく承認を得て、フェーズ移行課題を決定し、当該研究課題の研究代表者に対して必要な通知等を行う。

4 生研支援センターは、評価結果等及び設置要領第3の5に基づく運営管理委員会の指導を踏まえ、継続実施する研究課題（フェーズ移行課題を含む。）に対し、次年度予算等を考慮の上、試験研究計画の見直しや委託費の増減等を指示するものとする。

第6 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、評議委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 評価の実施に関する庶務は、生研支援センターが行う。

附 則

この要領は、令和4年6月8日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年1月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年1月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年3月7日から施行する。ただし、研究期間の終了年度が令和6年度の研究課題に係る評価については、なお従前の例による。

別紙 1ー1 フェーズ0中間評価に係る評価項目及び評価基準

	評価項目	評価の観点	評価基準
1	研究開発の計画の達成状況	(1) 試験研究計画で設定した個々の研究開発について、計画に沿って成果を出しているか。 (2) フェーズ0の達成目標（革新的な技術シーズの確立）と照らして順調に成果が出ているか。	A：計画を上回る優れた成果 B：概ね計画通りの成果（突出して優れた点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて計画通りと判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、計画を下回る成果 D：ほとんど成果が出ておらず、目標達成が困難
2	事業化に向けた取組の達成状況	(1) 事業化に関する取組を計画的に進めているか。 (2) 次のフェーズ0の達成目標と照らして順調に成果が出ているか。 ①想定する事業モデルを見据えた知財戦略の設定 ②対象となる魅力的な市場の選定と深掘り ③事業化に向けたマイルストーン（FS、PoC、法人立上げ、資金調達、事業の開始など）の設定	A：計画を上回る優れた成果 B：概ね計画通りの成果（突出して優れた点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて計画通りと判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、計画を下回る成果 D：ほとんど成果が出ておらず、目標達成が困難
3	次年度の計画	次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究開発の目標及び計画は明確で具体的か。 (2) 事業化に関する目標と計画は明確で具体的か。 (3) 計画期間にフェーズ目標の達成が見込めるか。 (4) 必要経費は適切であるか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
4	研究等推進	次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究や事業化の実施体制は適切であるか。 (2) 事業化に対して強い熱意を有しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
5	事業化の有望性（再確認）	研究開発の進展等を踏まえ、引き続き、次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究開発型スタートアップ等が事業化を目指して取り組む革新的な研究開発であるか。 (2) 事業化の内容は、 ・農林水産・食品分野の政策的・社会的課題の解決に資するか。 ・現場ニーズを踏まえているか。 ・事業化による大きなインパクトがあるか。 (3) 類似技術と比べて競争優位性があるか。 (4) 知財戦略に基づく参入障壁等、競争力を確保しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
	総合評価	上記の各項目の評価結果を踏まえ、フェーズ0における研究開発及び事業化の取組についての総合評価。	A：研究開発及び事業化のいずれも計画以上に順調な進捗である B：研究開発及び事業化のいずれもほぼ計画どおりの進捗である C：研究開発又は事業化のいずれかで進捗が十分でない D：研究開発及び事業化のいずれも進捗が十分でない

注1) 評価項目1～5の評価はA、B、C、Dで行い、各委員の評価結果を踏まえ、各評価項目の評議委員会による評価を決定する。なお、ある評価項目における各委員の評価のうち半数以上がC又はDの場合は、当該評価項目の評議委員会による評価はC又はDとする。

注2) 総合評価は、各委員及び評議委員会による評価項目1～5の評価結果を踏まえ、A、B、C、Dで評議委員会により評価を決定する。

注3) 評価項目1及び2の評議委員会による評価がいずれもAである研究課題に対して、フェーズ移行や本プログラム終了を指導することができる。

注4) 評価項目1～5の評議委員会による評価のうち、2項目以上でC又は1項目以上でDがある研究課題は、計画の中止の対象とし、総合評価はC又はDとする。

別紙 1ー2 フェーズ2 中間評価に係る評価項目及び評価基準

	評価項目	評価の観点	評価基準
1	研究開発の計画の達成状況	(1) 試験研究計画で設定した個々の研究開発について、計画に沿って成果を出しているか。 (2) フェーズ2の達成目標（事業の開始に必要な研究開発（技術改良等）の完了）と照らして順調に成果が出ているか。	A：計画を上回る優れた成果 B：概ね計画通りの成果（突出して優れた点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて計画通りと判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、計画を下回る成果 D：ほとんど成果が出ておらず、目標達成が困難
2	事業化に向けた取組の達成状況	(1) 事業化に関する取組を計画的に進めているか。 (2) 次のフェーズ2の達成目標と照らして順調に成果が出ているか。 ①事業の実施体制（法人設立を含む）の確立 ②具体的な事業計画の策定 ③具体的な顧客の選定 ④ベンチャーキャピタル（VC）等からの出資の獲得	A：計画を上回る優れた成果 B：概ね計画通りの成果（突出して優れた点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて計画通りと判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、計画を下回る成果 D：ほとんど成果が出ておらず、目標達成が困難
3	次年度の計画	次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究開発の目標及び計画は明確で具体的か。 (2) 事業化に関する目標と計画は明確で具体的か。 (3) 計画期間にフェーズ目標の達成が見込めるか。 (4) 必要経費は適切であるか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
4	研究等推進	次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究や事業化の実施体制は適切であるか。 (2) 事業化に対して強い熱意を有しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
5	事業化の有望性（再確認）	研究開発の進展等を踏まえ、引き続き、次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究開発型スタートアップ等が事業化を目指して取り組む革新的な研究開発であるか。 (2) 事業化の内容は、 ・農林水産・食品分野の政策的・社会的課題の解決に資するか。 ・現場ニーズを踏まえているか。 ・事業化による大きなインパクトがあるか。 (3) 類似技術と比べて競争優位性があるか。 (4) 知財戦略に基づく参入障壁等、競争力を確保しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
	総合評価	上記の各項目の評価結果を踏まえ、フェーズ2における研究開発及び事業化の取組についての総合評価。	A：研究開発及び事業化のいずれも計画以上に順調な進捗である B：研究開発及び事業化のいずれもほぼ計画どおりの進捗である C：研究開発又は事業化のいずれかで進捗が十分でない D：研究開発及び事業化のいずれも進捗が十分でない

注1) 評価項目1～5の評価はA、B、C、Dで行い、各委員の評価結果を踏まえ、各評価項目の評議委員会による評価を決定する。なお、ある評価項目における各委員の評価のうち半数以上がC又はDの場合は、当該評価項目の評議委員会による評価はC又はDとする。

注2) 総合評価は、各委員及び評議委員会による評価項目1～5の評価結果を踏まえ、A、B、C、Dで評議委員会により評価を決定する。

注3) 評価項目1及び2の評議委員会による評価がいずれもAである研究課題に対して、本プログラム終了を指導することができる。

注4) 評価項目1～5の評議委員会による評価のうち、2項目以上でC又は1項目以上でDがある研究課題は、計画の中止の対象とし、総合評価はC又はDとする。

別紙2-1 フェーズ0終了時評価に係る評価項目及び評価基準

	評価項目	評価の観点	評価基準
1	フェーズ0目標の達成状況（研究開発）	革新的な技術シーズを確立しているか。（実験室レベルの実証が済んでいる、FSやPoCを実施できる技術レベル）	A：目標を上回る達成 B：概ね達成（突出して上回る点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの概ね達成と判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、目標を下回る達成状況 D：ほとんど成果が出ておらず、達成していない
2	フェーズ0目標の達成状況（事業化）	次の項目をすべて満たすか。 (1) 想定する事業モデルを見据えた知財戦略を有しているか。 (2) 対象となる魅力的な市場を選定し深掘りしているか。 (3) 事業化に向けたマイルストーン（FS、PoC、法人立上げ、資金調達、事業開始など）を設定しているか。	A：目標を上回る達成 B：概ね達成（突出して上回る点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの概ね達成と判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、目標を下回る達成状況 D：ほとんど成果が出ておらず、達成していない
3	研究等推進	次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究や事業化の実施体制は適切であったか。 (2) 得られた成果に対して、研究開発委託費は効率的に活用されたか。 (3) 事業化に対して強い熱意を有しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
4	事業化の有望性（再確認）	研究開発の進展等を踏まえ、引き続き、次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究開発型スタートアップ等が事業化を目指して取り組む革新的な研究開発であるか。 (2) 事業化の内容は、 ・農林水産・食品分野の政策的・社会的課題の解決に資するか。 ・現場ニーズを踏まえているか。 ・事業化による大きなインパクトがあるか。 (3) 類似技術と比べて競争優位性があるか。 (4) 知財戦略に基づく参入障壁等、競争力を確保しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
5	上位フェーズの計画	次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究開発の目標及び計画は明確で具体的か。 (2) 事業化に関する目標と計画は明確で具体的か。 (3) 計画期間にフェーズ目標の達成が見込めるか。 (4) 必要経費は適切であるか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない －：非該当（フェーズ移行対象外）
	総合評価	上記の各項目の評価結果を踏まえ、フェーズ0における研究開発及び事業化の取組についての総合評価。	A：研究開発及び事業化のいずれも計画以上の成果が得られた B：研究開発及び事業化のいずれもほぼ計画どおりの成果が得られた C：研究開発又は事業化のいずれかで計画する成果が得られなかった D：研究開発及び事業化のいずれも計画する成果が得られなかった

- 注1）評価項目1～5の評価はA、B、C、Dで行い、各委員の評価結果を踏まえ、各評価項目の評議委員会による評価を決定する。なお、ある評価項目における各委員の評価のうち半数以上がC又はDの場合は、当該評価項目の評議委員会による評価はC又はDとする。
- 注2）総合評価は、各委員及び評議委員会による評価項目1～5の評価結果を踏まえ、A、B、C、Dで評議委員会により評価を決定する。ただし、評価項目1～5の評議委員会による評価がすべてA又はBである研究課題の総合評価をA又はBとし、評価項目1～5の評議委員会による評価にC又はDが一つでもある研究課題の総合評価はC又はDとする。
- 注3）評議委員会による総合評価がA又はBである研究課題をフェーズ移行の候補課題とし、移行の可否は予算等を勘案し注4で算出する総合点数を踏まえて決定する。
- 注4）総合点数は、評価項目1～5に係る各委員の評価を以下の配点に従って点数化した平均値を合計して算出する。
- ・評価項目1：A（25点）、B（16点）、C（7点）、D（0点）
 - ・評価項目2：A（25点）、B（16点）、C（7点）、D（0点）
 - ・評価項目3：A（20点）、B（14点）、C（5点）、D（0点）
 - ・評価項目4：A（10点）、B（7点）、C（4点）、D（0点）
 - ・評価項目5：A（20点）、B（14点）、C（5点）、D（0点）

別紙2-2 フェーズ1終了時評価に係る評価項目及び評価基準

	評価項目	評価の観点	評価基準
1	フェーズ1目標の達成状況（研究開発）	FSやPoCを通して事業化に必要な技術的課題が明確になっているか。	A：目標を上回る達成 B：概ね達成（突出して上回る点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの概ね達成と判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、目標を下回る達成状況 D：ほとんど成果が出ておらず、達成していない
2	フェーズ1目標の達成状況（事業化）	次の項目をすべて満たすか。 (1)FS、PoCを通して有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）を構築しているか。 (2)事業モデルを踏まえた知財戦略を確立しているか。 (3)成長性が期待できる市場とその規模を把握しているか。	A：目標を上回る達成 B：概ね達成（突出して上回る点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの概ね達成と判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、目標を下回る達成状況 D：ほとんど成果が出ておらず、達成していない
3	研究等推進	次の項目をすべて満たすか。 (1)研究や事業化の実施体制は適切であったか。 (2)得られた成果に対して、研究開発委託費は効率的に活用されたか。 (3)事業化に対して強い熱意を有しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
4	事業化の有望性（再確認）	研究開発の進展等を踏まえ、引き続き、次の項目をすべて満たすか。 (1)研究開発型スタートアップ等が事業化を目指して取り組む革新的な研究開発であるか。 (2)事業化の内容は、 ・農林水産・食品分野の政策的・社会的課題の解決に資するか。 ・現場ニーズを踏まえているか。 ・事業化による大きなインパクトがあるか。 (3)類似技術と比べて競争優位性があるか。 (4)知財戦略に基づく参入障壁等、競争力を確保しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
5	上位フェーズの計画	次の項目をすべて満たすか。 (1)研究開発の目標及び計画は明確で具体的か。 (2)事業化に関する目標と計画は明確で具体的か。 (3)計画期間にフェーズ目標の達成が見込めるか。 (4)必要経費は適切であるか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない －：非該当（フェーズ移行対象外）
	総合評価	上記の各項目の評価結果を踏まえ、フェーズ1における研究開発及び事業化の取組についての総合評価。	A：研究開発及び事業化のいずれも計画以上の成果が得られた B：研究開発及び事業化のいずれもほぼ計画どおりの成果が得られた C：研究開発又は事業化のいずれかで計画する成果が得られなかった D：研究開発及び事業化のいずれも計画する成果が得られなかった

- 注1）評価項目1～5の評価はA、B、C、Dで行い、各委員の評価結果を踏まえ、各評価項目の評議委員会による評価を決定する。なお、ある評価項目における各委員の評価のうち半数以上がC又はDの場合は、当該評価項目の評議委員会による評価はC又はDとする。
- 注2）総合評価は、各委員及び評議委員会による評価項目1～5の評価結果を踏まえ、A、B、C、Dで評議委員会により評価を決定する。ただし、評価項目1～5の評議委員会による評価がすべてA又はBである研究課題の総合評価をA又はBとし、評価項目1～5の評議委員会による評価にC又はDが一つでもある研究課題の総合評価はC又はDとする。
- 注3）評議委員会による総合評価がA又はBである研究課題をフェーズ移行の候補課題とし、移行の可否は予算等を勘案し注4で算出する総合点数を踏まえて決定する。
- 注4）総合点数は、評価項目1～5に係る各委員の評価を以下の配点に従って点数化した平均値を合計して算出する。
- ・評価項目1：A（25点）、B（16点）、C（7点）、D（0点）
 - ・評価項目2：A（25点）、B（16点）、C（7点）、D（0点）
 - ・評価項目3：A（20点）、B（14点）、C（5点）、D（0点）
 - ・評価項目4：A（10点）、B（7点）、C（4点）、D（0点）
 - ・評価項目5：A（20点）、B（14点）、C（5点）、D（0点）

別紙２－３ フェーズ２終了時評価に係る評価項目及び評価基準

	評価項目	評価の観点	評価基準
1	フェーズ２目標の達成状況（研究開発）	事業化に必要な研究開発（技術改良等）を完了しているか。	A：目標を上回る達成 B：概ね達成（突出して上回る点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの概ね達成と判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、目標を下回る達成状況 D：ほとんど成果が出ておらず、達成していない
2	フェーズ２目標の達成状況（事業化）	次の項目をすべて満たすか。 (1) 事業実施体制（法人設立を含む）を確立しているか。 (2) 具体的な事業計画を策定しているか。 (3) 具体的な顧客を選定しているか。 (4) ベンチャーキャピタル（VC）等からの出資を獲得しているか。	A：目標を上回る達成 B：概ね達成（突出して上回る点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの概ね達成と判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、目標を下回る達成状況 D：ほとんど成果が出ておらず、達成していない
3	研究等推進	次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究や事業化の実施体制は適切であったか。 (2) 得られた成果に対して、研究開発委託費は効率的に活用されたか。 (3) 事業化に対して強い熱意を有しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
4	事業化の有望性（再確認）	研究開発の進展等を踏まえ、引き続き、次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究開発型スタートアップ等が事業化を目指して取り組む革新的な研究開発であるか。 (2) 事業化の内容は、 ・農林水産・食品分野の政策的・社会的課題の解決に資するか。 ・現場ニーズを踏まえているか。 ・事業化による大きなインパクトがあるか。 (3) 類似技術と比べて競争優位性があるか。 (4) 知財戦略に基づく参入障壁等、競争力を確保しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
5	上位フェーズの計画	次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究開発の目標及び計画は明確で具体的か。 (2) 事業化に関する目標及び計画は明確で具体的か。 (3) 計画期間にフェーズ目標の達成が見込めるか。 (4) 必要経費は適切であるか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない －：非該当（フェーズ移行対象外）
	総合評価	上記の各項目の評価結果を踏まえ、フェーズ２における研究開発及び事業化の取組についての総合評価。	A：研究開発及び事業化のいずれも計画以上の成果が得られた B：研究開発及び事業化のいずれもほぼ計画どおりの成果が得られた C：研究開発又は事業化のいずれかで計画する成果が得られなかった D：研究開発及び事業化のいずれも計画する成果が得られなかった

- 注１）評価項目１～５の評価はＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄで行い、各委員の評価結果を踏まえ、各評価項目の評議委員会による評価を決定する。なお、ある評価項目における各委員の評価のうち半数以上がＣ又はＤの場合は、当該評価項目の評議委員会による評価はＣ又はＤとする。
- 注２）総合評価は、各委員及び評議委員会による評価項目１～５の評価結果を踏まえ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄで評議委員会により評価を決定する。ただし、評価項目１～５の評議委員会による評価がすべてＡ又はＢである研究課題の総合評価をＡ又はＢとし、評価項目１～５の評議委員会による評価にＣ又はＤが一つでもある研究課題の総合評価はＣ又はＤとする。
- 注３）評議委員会による総合評価がＡ又はＢである研究課題をフェーズ移行の候補課題とし、移行の可否は予算等を勘案し注４で算出する総合点数を踏まえて決定する。
- 注４）総合点数は、評価項目１～５に係る各委員の評価を以下の配点に従って点数化した平均値を合計して算出する。

- ・評価項目１：Ａ（２５点）、Ｂ（１６点）、Ｃ（７点）、Ｄ（０点）
- ・評価項目２：Ａ（２５点）、Ｂ（１６点）、Ｃ（７点）、Ｄ（０点）
- ・評価項目３：Ａ（２０点）、Ｂ（１４点）、Ｃ（５点）、Ｄ（０点）
- ・評価項目４：Ａ（１０点）、Ｂ（７点）、Ｃ（４点）、Ｄ（０点）
- ・評価項目５：Ａ（２０点）、Ｂ（１４点）、Ｃ（５点）、Ｄ（０点）

別紙2-4 事業化準備フェーズ終了時評価に係る評価項目及び評価基準

	評価項目	評価の観点	評価基準
1	事業化準備フェーズ目標の達成状況（研究開発）	PMF（※）のために実施する、開発技術・製品等の事業化に向けた準備（技術改良等）を完了しているか。 ※ Product Market Fit：顧客の課題を満足させる製品・サービス等を提供し、それが適切な市場に受け入れられている状態をいう。	A：目標を上回る達成 B：概ね達成（突出して上回る点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの概ね達成と判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、目標を下回る達成状況 D：ほとんど成果が出ておらず、達成していない
2	事業化準備フェーズ目標の達成状況（事業化）	研究開発成果を基にした事業の開始準備が完了しているか。	A：目標を上回る達成 B：概ね達成（突出して上回る点はないが特に不十分な点もない、あるいは不十分な点が一部あるものの概ね達成と判断できる） C：部分的に不十分な点があり、その度合いも大きく、目標を下回る達成状況 D：ほとんど成果が出ておらず、達成していない
3	研究等推進	次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究や事業化の実施体制は適切であったか。 (2) 得られた成果に対して、研究開発委託費は効率的に活用されたか。 (3) 事業化に対して強い熱意を有しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
4	事業化の有望性（再確認）	研究開発の進展等を踏まえ、引き続き、次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究開発型スタートアップ等が事業化を目指して取り組む革新的な研究開発であるか。 (2) 事業化の内容は、 ・ 農林水産・食品分野の政策的・社会的課題の解決に資するか。 ・ 現場ニーズを踏まえているか。 ・ 事業化による大きなインパクトがあるか。 (3) 類似技術と比べて競争優位性があるか。 (4) 知財戦略に基づく参入障壁等、競争力を確保しているか。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
5	事業化準備フェーズ終了後の展望	次の項目をすべて満たすか。 (1) 研究開発の展望は明確で具体的か。 (2) 事業化に関する展望は明確で具体的か。	A：すべて満たす B：概ね満たす（特に不十分な点はない、あるいは不十分な点が一部あるものの総じて問題はない） C：部分的に劣る点があり、その度合いも大きく、不十分 D：主要要素を含め総じて劣っており、ほとんど満たしていない
	総合評価	上記の各項目の評価結果を踏まえ、事業化準備フェーズにおける研究開発及び事業化の取組についての総合評価。	A：研究開発及び事業化のいずれも計画以上の成果が得られた B：研究開発及び事業化のいずれもほぼ計画どおりの成果が得られた C：研究開発又は事業化のいずれかで計画する成果が得られなかった D：研究開発及び事業化のいずれも計画する成果が得られなかった

注1) 評価項目1～5の評価はA、B、C、Dで行い、各委員の評価結果を踏まえ、各評価項目の評議委員会による評価を決定する。

注2) 総合評価は、各委員及び評議委員会による評価項目1～5の評価結果を踏まえ、A、B、C、Dで評議委員会により評価を決定する。

(別添) 各フェーズの達成目標

	研究開発の達成目標	事業化の取組の達成目標
フェーズ0	革新的な技術シーズの確立（実験室レベルの実証が済んでいる、FSやPoCを実施できる技術レベル）	以下の項目をすべて満たすこと。 (1) 想定する事業モデルを見据えた知財戦略の設定 (2) 対象となる魅力的な市場の選定と深掘り (3) 事業化に向けたマイルストーン（FS、PoC、法人立上げ、資金調達、事業開始など）の設定
フェーズ1	FS、PoCを通して事業化に必要な技術的課題の明確化	以下の項目をすべて満たすこと。 (1) FS、PoCを通じた有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）の構築 (2) 事業モデルを踏まえた知財戦略の確立 (3) 成長性が期待できる市場とその規模の把握
フェーズ2	事業化に必要な研究開発（技術改良等）の完了	以下の項目をすべて満たすこと。 (1) 事業実施体制（法人設立（※1）を含む）の確立 (2) 具体的な事業計画の策定 (3) 具体的な顧客の選定 (4) ベンチャーキャピタル（VC）等からの出資の獲得
事業化準備フェーズ	PMF（※2）のために実施する、開発技術・製品等の事業化に向けた準備（技術改良等）の完了	研究開発成果を基にした事業の開始準備完了

（※1）法人設立の「法人」とは「株式会社」のことをいう。

（※2）Product Market Fit：顧客の課題を満足させる製品・サービス等を提供し、それが適切な市場に受け入れられている状態をいう。